⑵　対象法人　特定短期貸付金の貸付けの相手方である法人をいう。
⑶　金融機関等　金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者（本基準に基づいて一般会計等において負担することが見込まれる額の算定を行う当事者である地方公共団体を除く。）をいう。
⑷　制度融資　金融機関等が地方公共団体との契約等に基づき不特定多数の事業者等に行う融資をいう。
⑸　一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号に規定する一般社団法人等をいう。
⑹　会社法法人　会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に規定する会社をいう。

二　特定短期貸付金の評価の区分

設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額は、特定短期貸付金について、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。

１　対象法人への財政援助としての特定短期貸付金（２に掲げるものを除く。）
⑴　対象法人への財政援助としての特定短期貸付金（⑵に掲げるものを除く。）
⑵　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う対象法人への財政援助としての特定短期貸付金
２　制度融資等における特定短期貸付金
３　その他の形態の特定短期貸付金

三　評価結果の適切な開示

個々の法人に係る評価結果の公表については、法令に基づき適切に対処するものとするとともに、関係者の理解が得られるよう留意するものとする。

四　その他

本基準のほか、各年度の規則第14条第３号に掲げる貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に当たり必要な事項は別に定める。

第二　対象法人への財政援助としての特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定の基準

一　算定方式の区分

１　地方公共団体の対象法人への財政援助としての特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額は、⑴又は⑵のいずれかの方式によって算定するものとする。
⑴　標準評価方式（次のイの方式又はロの方法により算定する方式）
イ　財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から二の１に規定する債務区分等を判定する方法をいう。）
ロ　格付機関の格付から二の１に規定する債務区分を判定する方法
⑵　個別評価方式（次のイ又はロの方式により算定する方式）
イ　資産債務個別評価方式
ロ　経営計画個別評価方式
２　複数の地方公共団体が同一の法人へ特定短期貸付金の貸付けを行っている場合の一般会計等負担見込額の算定に当たっては、関係地方公共団体間で協議を行い、統一した手法で算定するものとする。

二　標準評価方式

１　標準評価方式とは、３又は５に定めるところにより対象法人の特定短期貸付金に係る債務を次の⑴から⑸までに掲げる区分（以下「債務区分」という。）に分類し、特定短期貸付金の額に、当該債務区分ごとに定める乗率（以下「算入率」という。）以上で地方公共団体が当該法人ごとに定める率を乗じて得た額を一般会計等負担見込額とする算定方法をいう。
⑴　A（正常償還見込債務）　10％
⑵　B（地方公共団体要注意債務）　30％
⑶　C（地方公共団体負担懸念債務）　50％
⑷　D（地方公共団体実質管理債務）　70％
⑸　E（地方公共団体実質負担債務）　90％
２　標準評価方式による算定を行う場合において、対象法人の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事情がある場合には、算入率を高めることを検討するものとする。

３　財務諸表評価方式

⑴　財務諸表評価方式とは、対象法人を次のイからハまでの区分に分類し、⑵から⑷までに定める方法により、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、当該法人の特定短期貸付金に係る債務を債務区分に分類し、一般会計等負担見込額を算定する方式をいう。
イ　一般法人　ロ及びハ以外の一般社団法人等、会社法法人、社会福祉法人その他の法人をいう。
ロ　地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人　鉄軌道事業、上水道事業、工業用水道事業、下水道事業、市場事業、港湾事業、産業廃棄物処理事業を行う法人で、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの２分の１以上を出資している法人をいう。
ハ　不動産取引型法人　地方住宅供給公社のうち住宅又は宅地の売買を主たる業務とするもの、住宅又は宅地等の不動産の売買を主たる業務とする法人等で地方公共団体が２分の１以上を出資するもの及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機構（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成25年法律第102号）に規定する旧農地保有合理化法人を含む。）で地方公共団体が出えんしているものをいう。
⑵　一般法人の特定短期貸付金に係る債務の債務区分は、別紙１－１の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて分類するものとする。
⑶　地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人の特定短期貸付金に係る債務の債務区分は、別紙１－２の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて分類するものとする。
⑷　不動産取引型法人の特定短期貸付金に係る債務の債務区分の分類方法は、別紙１－３の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて分類するものとする。
⑸　⑷は、国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第２号の森林整備法人及び造林事業を行うことを主たる目的とし、都道府県が重要な構成員又は設立者となっている一般社団法人等（四において「林業公社」という。）の特定短期貸付金に係る債務について、当該法人の財務諸表に必要な修正を行った上で準用するものとする。